

## 屋内消火栓設備

### 1 用語の定義

この章において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「加圧送水装置」とは、高架水槽、圧力水槽又はポンプにより圧力を加え、送水を行う装置をいう。
- (2) 「高架水槽方式」とは、高架水槽の落差を利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、水槽、制御盤、水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管、マンホールその他必要な機器で構成されるものをいう。
- (3) 「圧力水槽方式」とは、水槽に加えられた圧力を利用して送水を行う方式の加圧送水装置で、水槽、圧力計、水位計、制御盤、排水管、補給水管、マンホールその他必要な機器で構成されるものをいう。
- (4) 「ポンプ方式」とは、回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置で、ポンプ及び電動機並びに制御盤、呼水装置、水温上昇防止用逃し配管、ポンプ性能試験装置、起動用水圧開閉装置、フート弁その他必要な機器（以下この項において「付属装置等」という。）で構成されるものをいう。
- (5) 「制御盤」とは、加圧送水装置の監視、操作等を行うための装置をいう。
- (6) 「呼水装置」とは、水源の水位がポンプより低い位置にある場合に、ポンプ及び配管に充水を行う装置をいう。
- (7) 「水温上昇防止用逃し配管」とは、ポンプの締切運転時において、ポンプの水温の上昇を防止するための逃し配管をいう。
- (8) 「ポンプ性能試験装置」とは、ポンプの全揚程（ポンプの吐出口における水頭（単位重量の液体のもつエネルギーをその液体柱の高さで表した値をいう。以下同じ。）とポンプの吸込口における水頭の差をいう。以下同じ。）及び吐出量を確認するための試験装置をいう。
- (9) 「起動用水圧開閉装置」とは、配管内における圧力の低下を検知し、ポンプを自動的に起動させる装置をいう。
- (10) 「フート弁」とは、水源の水位がポンプより低い位置にある場合に、吸水管の先端に設けられる逆止弁をいう。
- (11) 「非常動力装置」とは、内燃機関、ガスタービン又はこれらと同等以上の性能を有する原動機により、ポンプを駆動する装置をいう。
- (12) 「1号消火栓」とは、政令第11条第3項第1号に規定する消火栓をいう。
- (13) 「易操作性1号消火栓」とは、政令第11条第3項第1号及び省令第12条第1項第7号へただし書の規定に適合する消火栓をいう。
- (14) 「2号消火栓」とは、政令第11条第3項第2号イに規定する消火栓をいう。
- (15) 「広範囲型2号消火栓」とは、政令第11条第3項第2号ロに規定する消火栓をいう。

### 2 加圧送水装置

#### (1) ポンプ方式

ポンプを用いる加圧送水装置（以下この項において「ポンプ方式」という。）は、次によること。

#### ア 設置場所

政令第11条第3項第1号ホ、第2号イ（6）及びロ（6）に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。」は、次により取り扱うこと。

- (ア) 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合
- a 屋内にポンプ（水中ポンプを除く。）を設ける場合は、不燃材料で造った柱若しくは壁、床又は天井（天井のない場合にあつては屋根）で区画（以下この項において「不燃区画」という。）された専用の室に設けること。ただし、不燃区画された空調設備等の不燃性の機器又は炉、ボイラー等の火気使用設備以外の衛生設備等を設ける機械室に設ける場合は、この限りでない。
  - b 不燃区画に設ける開口部は、次によること。◆
    - (a) 不燃区画に設ける出入口、窓、換気口（ガラリ等）等の開口部は、建基政令第112条第19項第1号に規定する構造の防火設備を設けること。ただし、屋外に面する出入口、窓等の開口部は、随時閉鎖できる構造の防火設備とすることができる。
    - (b) 不燃区画を給水管、配電管その他の管、配線等が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分に十分に不燃材料を充てんする等の措置を講じること。
    - (c) 不燃区画に換気、暖房又は冷房の設備の風道が貫通する場合は、当該不燃区画貫通部分又はこれに近接する部分に防火防煙ダンパーを設けること。
  - c ポンプを設ける室には、操作及び点検、整備等の維持管理をするための照明設備（非常照明を含む。）、換気設備及び排水設備を設けること。◆
- (イ) 屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合
- 屋外（屋上を含む。）にポンプを設ける場合は、制御盤、電動機等が風雨、塩害、凍結等の影響を受けないような措置を講じること。◆※前（ア）参照
- (ウ) 水中ポンプを設ける場合
- a 水中ポンプの水中部は、点検、整備が容易に行えるように、水槽の蓋の真下に設けるほか、引き上げ用のフック等を設けること。◆
  - b 吸込みストレーナーは、水槽底部から50mm以上で、かつ、水槽壁面からポンプ側面までの距離は吸込みストレーナー又はポンプ外径の2倍以上となるように設けること。◆
  - c 制御盤の設置場所は、ポンプの直近で、かつ、前（ア）の例によること◆
- (エ) ポンプの設置場所には、当該ポンプの設置場所である旨の表示を行うこと。◆

## イ 機器

- (ア) ポンプ
- ポンプは次によること。
- a ポンプは、「加圧送水装置の基準（平成9年消防庁告示第8号。以下この項において「加圧送水装置告示基準」という。）」に適合すること（以下この項において「告示適合品」という。）。
  - b ポンプは、原則として認定品を使用すること。◆

なお、ポンプ方式の加圧送水装置の認定は、①基本型、②ユニットⅠ型、③ユニットⅡ型、④ユニットⅢ型、⑤単独制御盤に区分して行われており、それぞれの組合せは、第1表のとおりである。

第1表

機器	区分	基本型	ユニット Ⅰ型	ユニット Ⅱ型	ユニット Ⅲ型	単独制御盤
ポンプ		○	○	○	○	
電動機		○	○	○	○	
フート弁		○	○	○	○	
圧力計、連成計		○	○	○	○	
呼水装置			○	○	○	
制御盤				○	○	○
ポンプ性能試験装置			○	○	○	
バルブ類			○	○	○	
水温上昇防止用逃し装置			○	○	○	
非常動力装置					○	

(イ) 中継ポンプ（高層部分及び低層部分にそれぞれ設けたポンプを配管で直列に接続する場合に、高層部分に設置するポンプを用いる加圧送水装置をいう。以下同じ。）を用いる場合は、次によること。

a 中継ポンプで送水するすべての屋内消火栓において、所定の放水圧力が得られる位置に設けること。

b 中継ポンプは、加圧送水装置告示基準に適合するものとする。◆

なお、原則として押込圧力を考慮した認定品のものとする。◆

c 中継ポンプに加わる押込圧力は、10m以上の圧力水頭を確保し、かつ、当該中継ポンプの許容押込圧力の範囲以内とする。◆

d 中継ポンプの吸込側の配管に、次により中間水槽を設けること。◆

(a) 有効水量は、ポンプの性能試験ができる容量（おおむね3 m<sup>3</sup>）とすること。なお、配管充水用の水槽を兼ねる場合は、配管充水に必要な水量を加算すること。

(b) 構造は、3（3）イの例によること。

e 配管及びバルブ類は、次により設けること。

(a) 中継ポンプで送水することにより、ノズル先端における放水圧力が0.7MPaを超える屋内消火栓には、一次圧力調整弁を設けるなど放水圧力が0.7MPaを超えないための措置を講じること。

(b) 中継ポンプの吐出側及び吸込側の配管との間には、バイパス配管（中継ポンプが停止した場合の中継ポンプを迂回するための配管をいう。以下この項において同じ。）を設け、かつ、当該バイパス配管には、逆止弁を設けること。◆

(c) 立上り管から中継ポンプの吸水管までの間に、中継ポンプの性能試験用の止水弁を設けること。◆

(d) 中間水槽の吸水管には、逆止弁を設けること。◆

f 起動装置は、次により設けること。◆

(a) 中継ポンプの起動装置は、低層部分に設けられたポンプから送水した水圧によって起動するものであり、かつ、省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等（以下「防災センター等」という。）に設けられた操作部から遠隔操作で起動することができるものであること。

(b) 中継ポンプが起動した場合は、防災センター等で起動が確認できることとする。

(ウ) 附属装置等の変更

a 加圧送水装置の認定品を設置する際に、設置場所の位置、構造及び状況により、次の変更を行う場合は、告示適合品と同等のものとして扱えること。

(a) ポンプの設置位置が水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更  
(ただし、流量に著しい影響を及ぼさないこと。)

(b) 立上り管の頂部位置が当該加圧送水装置より低い場合におけるポンプ吐出圧力計の連成計への変更

(c) 水源水位がポンプより高い場合のフート弁の変更

(d) 非常電源による加圧送水装置の起動制御を行う場合における制御盤のポンプ起動リレーの変更

(e) 排水場所に合わせた場合の流量試験配管の向きの変更 (ただし、流量に著しい影響を及ぼさないこと。)

(f) 圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更

(g) 耐圧の高性能化を図る場合のポンプ吐出側止水弁及び逆止弁の変更

b 設置後の改修等におけるポンプ、電動機、附属装置等の交換は、同一仕様又は同一性能のものを設けること。◆

ウ 設置方法

(ア) ポンプの併用又は兼用

省令第12条第1項第7号ハ(二)ただし書きに規定する「他の消火設備と併用又は兼用する場合において、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、次により取り扱うこと。

a 同一防火対象物で他の消火設備と加圧送水装置を併用又は兼用するものにあつては、次によること。

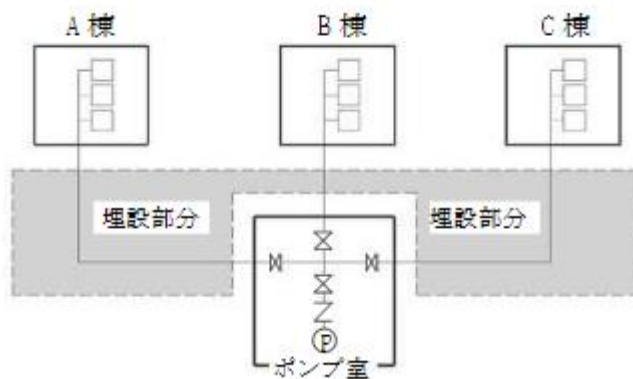
(a) ポンプの吐出量は、各消火設備で規定する吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

(b) 一の消火設備としてポンプが起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

b 棟が異なる防火対象物(同一敷地内で、管理権原が同一の場合に限る。)は、次の場合に限り政令第32条を適用し、加圧送水装置を兼用することができる。

(a) 棟に至る配管は、原則として埋設(共同溝等への敷設を除く。)しないこと。

なお、やむを得ず埋設する場合には、加圧送水装置から埋設するまでの間で棟ごとに配管を分岐し、止水弁を設けるとともに、配管に防食施工を施すこと。また、当該止水弁には「常時閉」の表示をすること(第1図参照)。



第1図

(b) 吐出量は、それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。

なお、次のいずれかに該当する防火対象物にあっては、当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

- ① 隣接する防火対象物のいずれかが耐火建築物又は準耐火建築物であるもの
- ② 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が1階にあっては3 m以上、2階以上にあっては5 m以上の距離を有するもの

(イ) 高層建築物等

高層建築物等においては、一次ポンプの締切揚程（一次圧力調整弁を設けるものはその設定圧力水頭）が170 m未満となるよう中継ポンプ等を設け、直列運転とすること（第5図参照）。この場合、中継ポンプの一次側の押込圧力は、10m以上の圧力水頭を確保すること。

一次圧力調整弁を設けるものには、認定品を使用するとともに、故障に備え、当該弁自体に閉止機構を備える又は一次側に閉止弁を設けること。◆

(2) 高架水槽方式

高架水槽方式は、省令第12条第1項第7号イ（ロ）及び加圧送水装置告示基準によるほか、次によること。

なお、高架水槽の材質は、原則として鋼製又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するもの（以下この項において「鋼製」という。）であること。◆

ア 設置場所

政令第11条第3項第1号ホ、第2号イ（6）及びロ（6）に規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること。」は、次により取り扱うこと。

(ア) 前（1）ア（ア）の例によること。

(イ) 外気に面する屋上等に設ける（前（ア）によるものを除く。）場合は次によること。

- a 高架水槽面から当該建物の外壁等及び隣接建物の外壁までの水平距離を3 m（高架水槽が鋼製以外の材質のものにあっては、5 m）以上確保すること。ただし、外壁等が不燃材料である（高架水槽が鋼製以外の材質のものにあっては、開口部に防火設備が設けられているものに限る。）場合は、この限りでない。
- b 鋼製以外の材質のものにあっては、周囲に可燃物等がないこと。

イ 設置方法

(ア) 高架水槽は、政令第11条第3項第1号ハ、同条同項第2号イ（4）及びロ（4）に規定する性能が得られるように設けること。

(イ) 他の消火設備と高架水槽を併用又は兼用する場合は、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないものであること。

(3) 圧力水槽方式

圧力水槽方式は、省令第12条第1項第7号ロ（ハ）及び加圧送水装置告示基準によるほか、次によること。

なお、圧力水槽は原則として認定品を使用すること。◆

ア 設置場所

前（2）アの例によること。

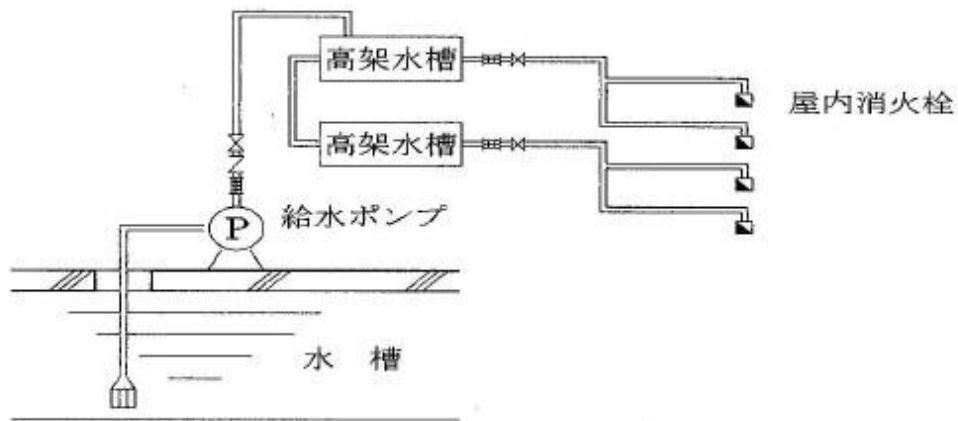
イ 設置方法

前（2）イの例によること。

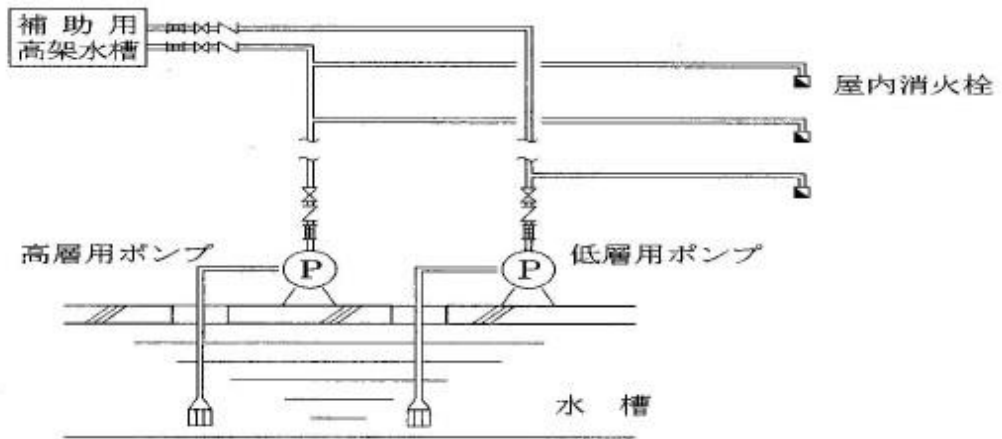
(4) 放水圧力が規定圧力を超えないための措置

放水圧力が0.7MPaを超えないための措置は、次のいずれかの方法によること。◆

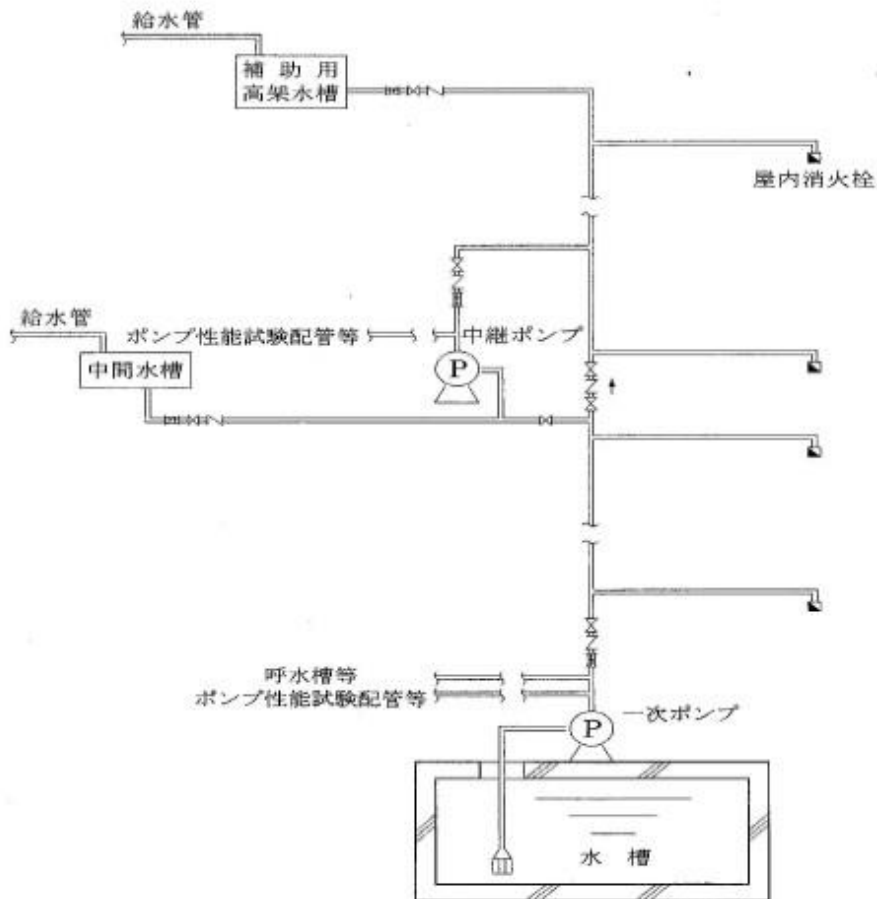
- ア 高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法（第2図参照）
  - イ ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法（第3図参照）
  - ウ 中継ポンプを設ける方法（第4図参照）
  - エ 減圧機構付の消火栓開閉弁を使用する方法
  - オ 評定品、評定品又はこれらと同等以上（図面、試験データ等により性能確認ができるものに限る。）の性能を有する減圧弁、一次圧力調整弁等（以下この項において「減圧弁等」という。）を使用する設置方法等は、次によること。
    - （ア）減圧弁等の接続口径は、取付部分の管口径と同等以上のものであること。
    - （イ）設置位置は、消火栓開閉弁等の直近の枝管ごとに、点検に便利な位置とすること。
    - （ウ）減圧弁等は、減圧措置のための専用の弁とすること。
    - （エ）減圧弁等には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。
- ※ 認定品又は評定品を設ける場合には、認定証の「明細書」に記載されている申請の範囲内又は性能評定の「評定報告書」に記載されている付帯条件の範囲内で使用する場合に限ることとし、当該設備の着工届等に認定証（明細書を含む。）又は性能評定書（別添の評定報告書を含む。）の写しを添付させること（以下この項において同じ。）。



第2図【高架水槽の設置高さを考慮して設ける方法の例】



第3図【ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法の例】



第4図【中継ポンプを設ける方法の例】

### 3 水源

水源は、政令第11条第3項第1号ハ、同項第2号イ（4）及びロ（4）の規定によるほか、次によ

ること。

(1) 水源の原水

水源の原水は、次によること。◆

ア 水源の水質は、原則として原水を上水道水とし、消火設備の機器等に影響を与えないものであること。

イ 空調用の冷温水を蓄えるための水槽（以下この項において「空調用蓄熱槽」という。）に蓄えられている水（以下この項において「空調用蓄熱槽水」という。）の水源の原水は、次による場合は消火設備に使用することができる。

(ア) 消火設備の水源として、必要な水量が常時確保されていること。

(イ) 水温は概ね40℃以下で、水質は原水を上水道水としたものであること。

(ウ) 空調用蓄熱槽からの採水により、当該空調用蓄熱槽に係る空調設備の機能に影響を及ぼさないようにするための措置が講じられていること。

(2) 水源水量

他の消防用設備等と併用する場合の水源水量は、各消防用設備等に必要な規定水量が確保できるように、それぞれの規定水量を加算して得た量以上とすること。

なお、消防用水（防火水槽を含む。）とは、屋内消火栓設備と水源の使用方法が異なることなどから併用しないこと。◆

(3) 有効水量の確保

水源水量は、次により有効水量を確保すること。◆

ア ポンプ方式の場合

(ア) 専用の地下水槽等（ピット）に設ける場合

a ポンプ方式（水中ポンプを除く。）専用の地下水槽等（ピット）に設ける場合の有効水量の算定は、フート弁のシート面の上部（吸水管内径Dに1.65を乗じて得た数値の位置）から貯水面の間とするほか、次によること。

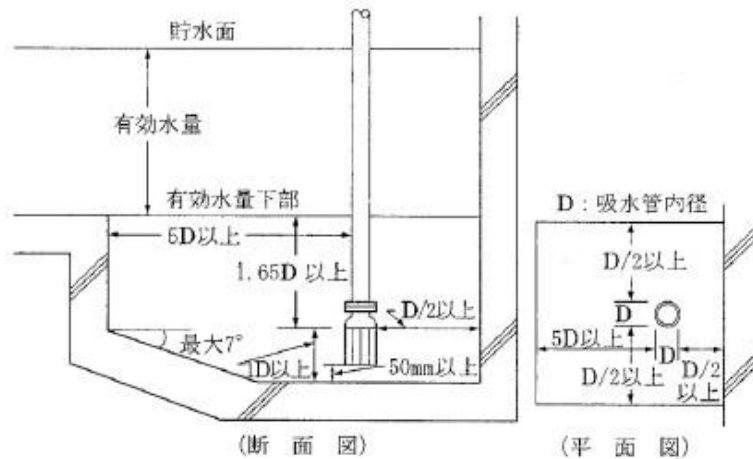
(a) サクションピットを設ける場合は、第5図の例によるものであること。

(b) サクションピットを設けない場合は、第6図の例によるものであること。

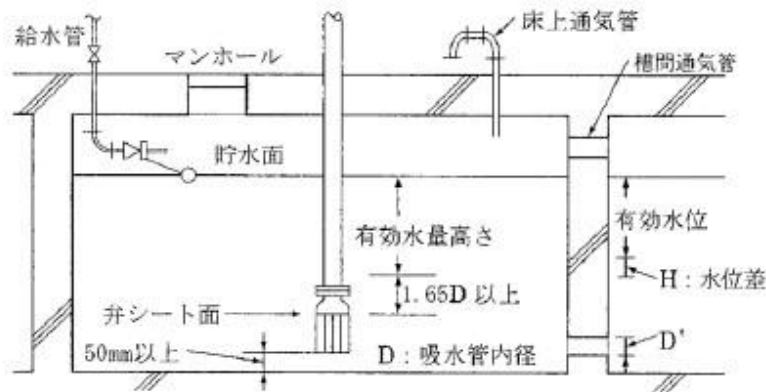
(c) 複数の槽で構成される地下水槽等（ピット）には、次により連通管等を設けること。

① 連通管は、ポンプ吸水管が設けられている槽と他の槽の間に水位差が生じるため、第7図に示す計算式により、水位差又は連通管断面積を求めて有効水量を算定すること。

② 各水槽には、原則として、床上通気管（水槽と外部との間に設けるもの）又は槽間通気管（槽と槽の間の水面上部に設けるもの）を設けること。



第5図【サクシヨンピットを設ける場合の例】



《複数の水槽で構成される地下水槽の連通管及び水位差の算出式》

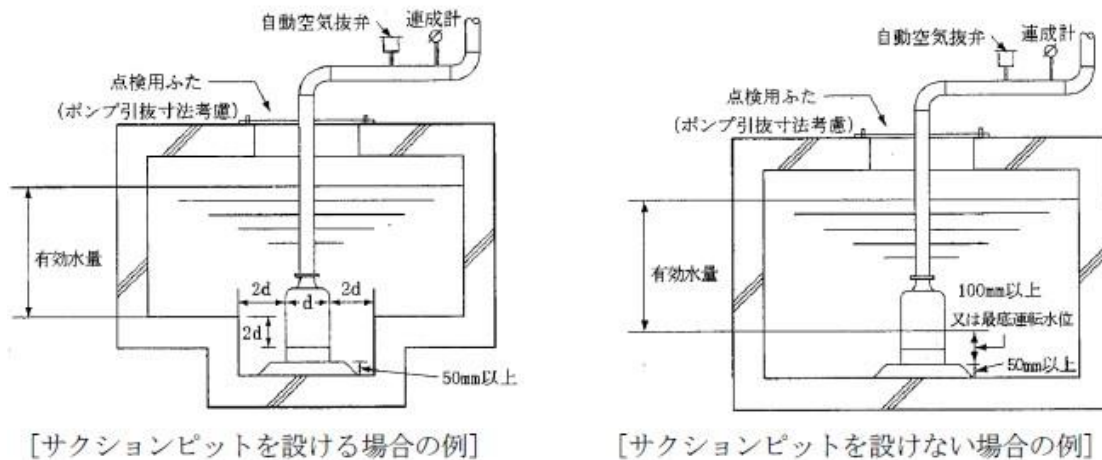
$$A = \frac{Q}{0.75\sqrt{2gH}} = \frac{Q}{3.32\sqrt{H}} \quad \text{又は} \quad D' = 0.62\sqrt{\frac{Q}{\sqrt{H}}}$$

$$\left( \text{又は} \quad H = \left( \frac{Q}{3.32 \times A} \right)^2 \right)$$

A：連通管内断面積 (m<sup>2</sup>)    g：重力の加速度 (9.80m/sec<sup>2</sup>)    D'：連通管内径 (m)  
H：水位差 (m)    Q：連通管の流量 (m<sup>3</sup>/sec)

第6図【サクシヨンピットを設けない場合又は連通管を設ける場合の例】

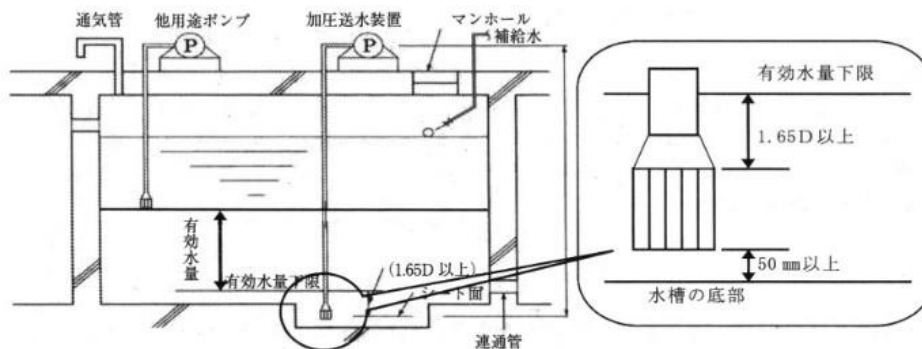
- b 水中ポンプを用いる加圧送水装置に設ける場合（第7図参照）
- (a) サクシヨンピットを設ける場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上端よりポンプ外形dの2倍以上の上部から水面までとすること。
  - (b) サクシヨンピットを設けない場合の有効水量の算定は、ポンプストレーナー上端から100mm以上又は最低運転水位から水面までとすること。
  - (c) 水槽の底部からストレーナーの下端までは、50mm以上とすること。



第7図【水中ポンプを用いる加圧送水装置に設ける場合】

(イ) 他用途ポンプの水槽と兼用する場合 (第8図参照)

- a 水源を他用途ポンプと兼用する場合の有効水量は、ポンプのフート弁のレベル差によるものとし、当該消火設備ポンプのフート弁の上部に他のポンプのフート弁を設け、当該消火設備ポンプのフート弁（シート面）から吸水管内径Dに1.65を乗じて得た値以上の位置から他のポンプのフート弁（ろ過装置の底部）までの水量とすること。この場合、吸込全揚程（実高さに吸水損失を加えたもの）がポンプ仕様の指定値を超えないこと
- b 水槽の底部からストレーナーの下端までは、50mm以上とすること。



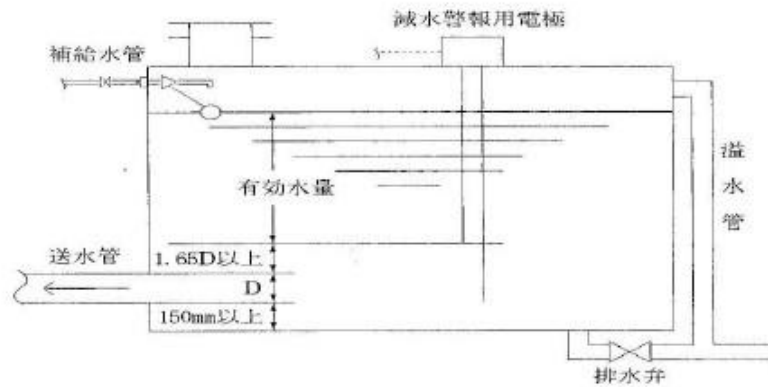
[ポンプのフート弁レベル差による例]D：給水管内径

第8図【他の水槽と併用する場合の有効水量】

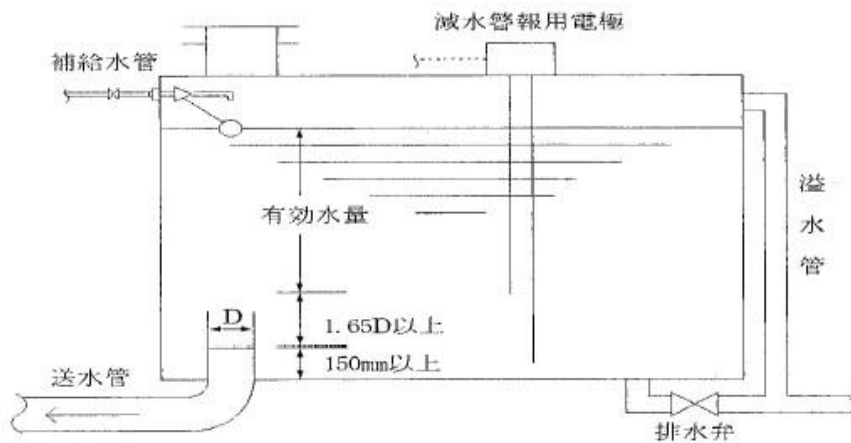
イ ポンプ方式（床上水槽）及び高架水槽方式の場合

- (ア) ポンプ方式（床上水槽）及び専用的高架水槽（建物の中間等に水槽を設けるものを含む。）を用いる加圧送水装置に設ける場合の有効水量の算定は、貯水槽の送水管の上端上部（送水管内径Dに1.65を乗じて得た値の位置）から貯水面までとすること（第9図参照）。
- (イ) 消防用水、他の消防用設備等の補助用高架水槽、連結送水管用加圧送水装置の中間水槽の水源と併用する場合の有効水量は、屋内消火栓設備の有効水源を優先し、取出し配管のレベル差による方法又は水位電極棒の制御による方法によること。

なお、消防用水と併用する場合は、取出し配管レベル差による方法に限る。



[側面より取出す場合の例]



[低面より取出す場合の例] 注) D : 送水管内径

第9図【ポンプ方式(床上水槽)及び高架水槽方式の例]

(4) 水源水槽の構造

高架水槽方式及び圧力水槽を用いる加圧送水装置の水源水槽以外の水源水槽の材質等は、次によること。

- ア 耐火構造の水槽によるものは、防火モルタル等による止水措置が講じられていること。◆  
なお、凍結のおそれがある場合は凍結防止の措置を講ずること。
- イ 鋼製の水槽によるものは、有効な防食措置を施したものであること。◆
- ウ 鋼製以外の水槽によるものは、前2(2)アの例によること。

4 配管等

配管、管継手及びバルブ類(以下この項において「配管等」という。)は、省令第12条第1項第6号の規定によるほか、次によること。

(1) 配管等の機器

ア 配管

省令第12条第1項第6号ニに規定するものは、次によること。

(ア) 金属製の管

a JIS G 3442、JIS G 3452、JIS G 3454、JIS G 3448 若しくは JIS G 3459 に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管（以下この項において「管類」という。）とは、第2表の管材をいうものであること。

b 使用最大圧力値

管類は、当該管類の使用場所の最大圧力（ポンプ方式の場合は締切全揚程時の圧力、高水槽方式の場合は背圧により加わる圧力、送水口を設けるものは送水圧力の最大圧力をいう。）以上の圧力値（以下この項において「使用最大圧力値」という。）に耐える仕様のものを設けること。

なお、使用圧力値が1.6MPa以上となる部分に設ける管類は、JIS G 3454（Sch40以上のもの）及びJIS G 3459（Sch10以上のもの）に適合する管又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する管を使用すること。

(イ) 合成樹脂製の管

配管に合成樹脂製の管を使用する場合は、「合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年消防庁告示第19号）」に適合すること。ただし、（2）イにより連結送水管の主管と屋内消火栓設備の配管を兼用する場合又は「連結散水設備」3に規定する閉鎖型ヘッド方式の連結散水設備と屋内消火栓設備の配管を兼用する場合は、合成樹脂製の管を使用できないものであること。

なお、原則として認定品を使用すること。◆

第2表【管類の規格（JIS、WSP抜粋）】

	規格番号	名称	記号	備考
鋼管	JIS G 3442	水配管用亜鉛メッキ鋼管	S G P W	白管
	JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	S G P	白管、黒管
	JIS G 3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	S T P G	S c h 40
	JIS G 3448	一般配管用ステンレス鋼管	S U S - T P D	S U S 304
	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼管	S U S - T O	S U S 304 S c h 10
外面被覆鋼管	W S P 041	消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管 （※主に地中配管用）	S G P - V S	白管
			S T P G - V S	白管 S c h 40

[規格の略号] J I S : 日本産業規格 W S P : 日本水道鋼管協会規格

イ 管継手

管継手は、省令第12条第1項第6号ホの規定によるほか、次によること。

(ア) 管継手は、当該管継手の設置場所の使用最大圧力値に耐える仕様のものを設けること。

(イ) 可とう管継手（配管の伸縮、変位、振動等に対応することを目的として設けるベローズ形管継手、フレキシブル形管継手、ブレード型等をいう。以下この項において「可とう管継手」という。）は、認定品又は評定品とすること。◆

(ウ) 金属製の管継手で、省令第12条第1項第6号ホ（イ）の表に規定するもの以外のものを使用する場合は、「金属製管継手及びバルブ類の基準（平成20年消防庁告示第31号）」に適合すること。

なお、原則として認定品を使用することとし、火災時に熱による著しい損傷を受けるおそれがある部分に設けるものは、耐熱性試験に合格したものであること。◆

(エ) 合成樹脂製の管継手を使用する場合は、前ア(イ)によること。

ウ バルブ類

バルブ類は、省令第12条第1項第6号トの規定によるほか、次によること。

(ア) バルブ類は、当該バルブ類の設置場所の使用最大圧力値に耐える仕様のものを設けること。

(イ) 省令第12条第1項第6号ト(ロ)に規定するものは、第3表のバルブ類をいうものであること。

(ウ) 前(イ)以外の玉形弁、バタフライ弁、ボール弁等のバルブ類を使用する場合は、「金属製管継手及びバルブ類の基準(平成20年消防庁告示第31号)」に適合すること。

なお、原則として認定品を使用することとし、火災時に熱による著しい損傷を受けるおそれがある部分に設けるものは、耐熱性試験に合格したものであること。◆

第3表【バルブ類の規格(JIS抜粋)】

JIS規格	名称	種類
JIS B 2011	青銅弁	ねじ込み形仕切弁、ねじ込み形スイング逆止め弁
JIS B 2031	ねずみ鑄鉄弁	フランジ形外ねじ仕切弁
JIS B 2051	可鍛鑄鉄 10K ねじ込み形弁	ねじ込み形仕切弁、ねじ込み形スイング逆止め弁
JIS B 2071	鋼製弁	フランジ形スイング逆止め弁

(2) 設置方法等

ア 配管内の充水

ポンプ方式の配管内には、速やかな放水及び配管の腐食防止のため、次により常時充水しておくこと。◆

(ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。

a 補助用高架水槽から主管までの配管は、政令第11条第3項第1号に規定する消火栓(以下この項において「1号消火栓」という。)が設けられているものは呼び径40A以上、政令第11条第3項第2号に規定する消火栓(以下この項において「2号消火栓」という。)が設けられているものは呼び径25A以上のものとする。

b 補助高架水槽の機器は、前2(2)の例によること。

c 補助用高架水槽の有効水量は、1号消火栓が設けられているものは0.5 m<sup>3</sup>以上、2号消火栓が設けられているものは、0.3 m<sup>3</sup>以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設け、当該有効水量を0.2 m<sup>3</sup>以上とする場合はこの限りでない。

d 補助用高架水槽を他の消防用設備等と兼用する場合の有効水量は、それぞれの設備の規定水量のうち最大以上の量とすることができる。

e 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。

(イ) 補助加圧ポンプによる場合は、次のすべてに適合すること。

a 屋内消火栓設備は、他の消防用設備等と兼用又は併用しないものであること。

b 屋内消火栓設備のポンプ起動装置は、次の5により配管内における圧力低下を検知し、ポ

ンプを起動させるものであること。

- c 補助加圧ポンプは専用とし、次によること。
  - (a) 補助加圧ポンプの水源は、呼水槽と兼用しないもので、かつ、自動給水装置を設けてあること。
  - (b) 補助加圧ポンプ配管と主管の接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。
  - (c) 補助加圧ポンプが作動中に屋内消火栓設備を使用した場合に、屋内消火栓の放水に支障がないこと。
  - (d) 補助ポンプの吐出量は必要最小限とし、概ね20L/min以下とすること。
  - (e) 補助加圧ポンプの起動・停止圧力の設定は、配管内の圧力が屋内消火栓設備用ポンプの起動圧より0.05MPa以上高い値に減少するまでに確実に自動起動し、停止圧力に達した場合に確実に自動的に停止するものであること。
  - (f) 補助加圧ポンプの締切圧力が屋内消火栓設備用ポンプの締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓設備に支障を及ぼさないものであること。

イ 連結送水管用主管との配管兼用

省令第12条第1項第6号イただし書きの規定により、連結送水管の主管と屋内消火栓設備の配管を兼用（以下この項において「連結送水管主管兼用」という。）する場合は、次によること。この場合、「連結散水設備」3の閉鎖型ヘッド方式による連結散水設備の連結送水管主管兼用を含むものであること。

- (ア) 連結送水管の主管の兼用ができる防火対象物は、次のすべてを満たすこと。ただし、それぞれの設備を使用したときに性能に支障がなく、かつ、摩擦損失計算等により配管等の仕様問題がないことを確認できる場合は、この限りでない。
  - a 当該防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面から50m以下であること。
  - b 棟が異なる防火対象物と屋内消火栓設備の加圧送水装置を兼用していないこと。
  - c 中継ポンプを用いないポンプ方式であること。
- (イ) 主管は、呼び径100A以上とすること。ただし、「連結送水管」1(4)ウ及び(5)により連結送水管の主管の内径の特例を受けた場合は、この限りでない。
- (ウ) 連結送水管の設計送水圧力が1.0MPaを超えるものは、省令31条第5号イからニまでに規定する配管等とし、屋内消火栓設備のポンプ二次側には呼び圧力16K以上の逆止弁を設け、ポンプに直接送水圧力がかからない措置をとること。
- (エ) 1号消火栓を使用する場合、消火栓の開閉弁には、連結送水管に消防隊が送水した際に放水圧力が0.7MPaを超えないための措置として、呼び圧力16K以上の減圧機構付開閉弁又は減圧弁等を設けること。

なお、易操作性1号消火栓を使用する場合は、使用圧力1.6MPa以上の認定品を使用すること。

ウ 配管の吊り及び支持◆

配管は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動、管内流体の脈動等による力を抑えるために次の吊り、支持及び固定をすること。

- (ア) 横走り配管は、棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持をすること。この場合、鋼管を用いる場合の支持間隔等は、第4表を参照すること。
- (イ) 呼び径80Aを超える立管は、最下階の床で固定し、形鋼振れ止め支持を各階1か所（床貫通等により振れが防止されている場合は、3階層ごと。）以上すること。

- (ウ) 支持金具、吊り金具等は、地震時等に加わる過大な力、機器の振動、管内流体の脈動等による力を抑えるための十分な強度を有する方法で施工すること。

第4表【鋼管の横走り配管の棒鋼吊り及び形鋼振れ止め支持間隔（例）】

呼び径（A）	50以下	65～100	125以上
分類			
棒鋼吊り	2.0 m以下		3.0 m以下
形鋼振れ止め支持	—	8.0 m以下	12.0 m以下

注) 棒鋼吊りの径は、配管呼び径100A以下は呼称 M10、配管呼び径125A～200Aは呼称 M12、呼び径250A以上は呼称 M16 とすること。

エ 露出配管等◆

- (ア) 屋外、湿気が多い場所等の露出配管（白管を除く。）には、錆止め塗装等による防食措置を施すこと。
- (イ) 配管内等の消火水が凍結するおそれのある配管等の部分には、保温材、外装材等により保温ラッキング等の措置を施すこと。

オ 建物導入部の配管◆

建物導入部の配管で不等沈下等のおそれがある場合には、変位量等を考慮した方法でその対策を講じること。

カ 埋設配管◆

配管等は、共同溝等への敷設を除き、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、消防庁長官が定める基準に適合する合成樹脂製の管、ステンレス鋼管又はWSP-041（消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管）もしくはWSP-044（消火用ポリエチレン外面被覆鋼管）を用い、接続部分は専用継手（異種鋼管にあつては絶縁性のものとする。）により施工すること。

なお、埋設部分は、配管及び管継手のみとし、バルブ類及び計器類は埋設しないこと。

また、埋設された配管が、重量物の通過その他外圧の影響を受けて折損その他の事故により漏れ水しないよう、埋設深さは配管の上端より30cm以上、車両が通行する部分は60cm（公道に準ずる車両通行部分は120cm）以上とすること。

5 起動装置

起動装置は、省令第12条第1項第7号への規定によるほか、配管内における圧力の低下を検知し、ポンプを自動起動させる場合は、次によること（第10図参照）。

- (1) 起動用水圧開閉装置は、加圧送水装置告示基準に適合するものを設けること。
- (2) 起動用水圧開閉装置の起動用水圧開閉器の設定圧力は、当該起動用水圧開閉器の位置における配管内の圧力が、次のア又はイのいずれか大きい方の圧力値に低下するまでに、起動すること。

ア 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉器までの落差（H1）による圧力に次の数値を加えた圧力値

1号消火栓の場合： $H1 + 0.2$ （MPa）

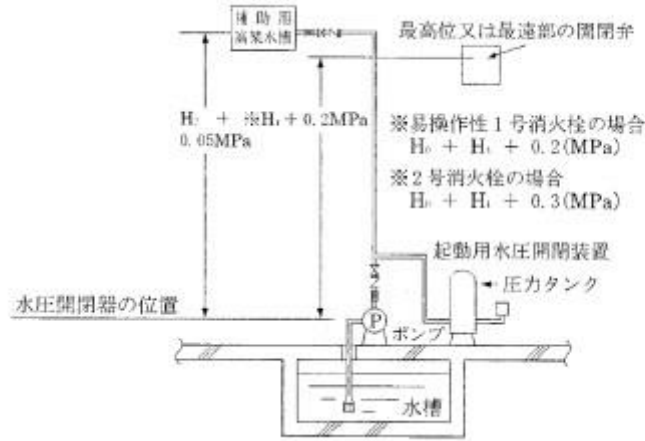
易操作性1号消火栓の場合： $H0 + H1 + 0.2$ （MPa）

2号消火栓の場合： $H0 + H1 + 0.3$ （MPa）

（※H0は、易操作性1号消火栓及び2号消火栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失として機

器仕様書に明示された数値をいう。)

- イ 補助用高架水槽の位置から起動用水圧開閉器までの落差 (H<sub>2</sub>) による圧力に0.05MPa を加えた圧力値



第10図

## 6 非常電源、配線等

非常電源は、省令第12条第1項第4号によるほか、次によること。

### (1) 非常電源等

非常電源、非常電源回路の配線等は、「非常電源」によること。

### (2) 常用電源回路の配線

常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令によるほか、次によること。

ア 低圧のものにあつては、引込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。

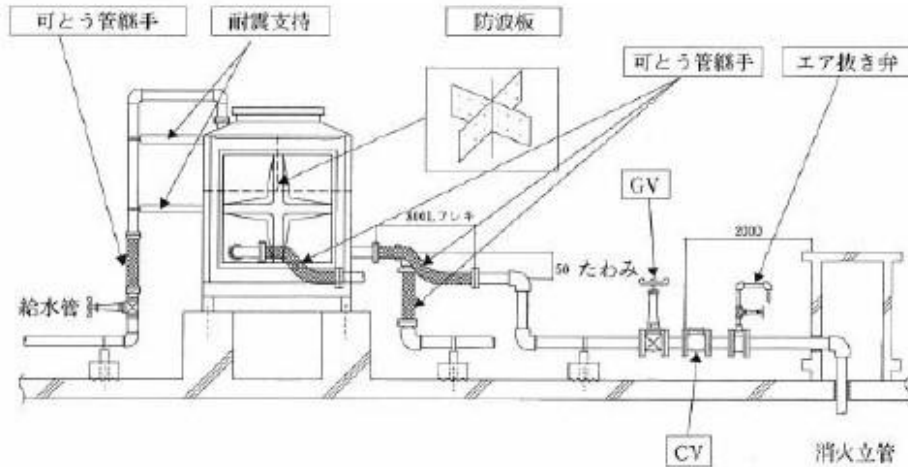
イ 特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

## 7 貯水槽等の耐震措置

省令第12条第1項第9号の規定による貯水槽等の耐震措置は、次によること。

### (1) 貯水槽等

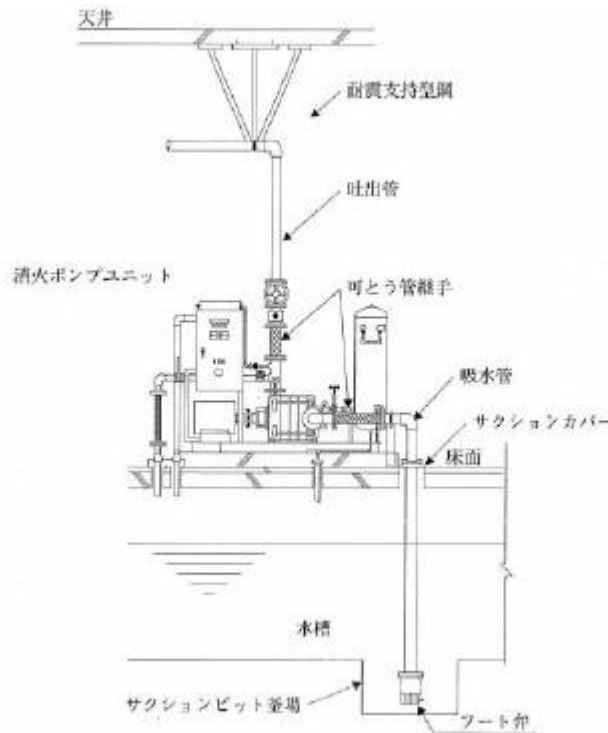
貯水槽等は、地震による震動等により破壊、移動、転倒等を生じないように、固定金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定し、可とう管継手を設けること(第11図参照)。



第11図【消火用水槽の耐震措置例】

(2) 加圧送水装置等◆

加圧送水装置の吸込側（床上の貯水槽から接続される管又は横引き部分が長い管の場合に限る。）、吐出側及び補助用高架水槽には、可とう管継手を設けること。この場合、可とう管継手の強度、長さ等は、変位量に対応できること（第12図参照）。



第12図【ポンプユニット耐震措置例】

8 消火栓箱等

(1) 機器

ア 屋内消火栓は、「屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）」に適

合すること（以下、この項において「告示適合品」という。）。

イ 屋内消火栓は、努めて易操作性1号消火栓（1号消火栓を設置している既存の防火対象物の増設、改修を含む。）又は2号消火栓（広範囲型2号消火栓を含む。）を設置すること。

ウ 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）は、次によること。

（ア）消火栓箱の構造◆

- a 消火栓箱の扉は、容易に開閉できること。
- b 消火栓箱の材質は、鋼製とし、厚さは1.6mm以上のものとする。この場合、外面の仕上げに難燃材のものを貼ることができる。
- c 扉側の表面積は、0.7㎡以上とすること。ただし、軽量ホース等の使用ホースの特徴に応じ、適当な大きさのものにあつては、この限りでない。
- d 消火栓箱の奥行は、弁の操作、ホースの収納等に十分な余裕を有するものとする（第14図参照）。

（イ）消火栓開閉弁は、告示適合品とすること。

なお、原則として認定品を設けること。◆

（ウ）管そうは、告示適合品を設けること。

（エ）ノズルは、開閉装置付のものを設けること。この場合、スムーズノズルを使用する場合は、認定品とすること。◆

（オ）ホースは、呼称40のもので、長さは、屋内消火栓から階の各部分に消火用ホースを延長し、ノズルからの放射距離7m以内で放水した場合に有効に放水できる長さとする。この場合ホースの全長は、操作性を考慮して努めて30m以下とすること（第15図、第5表参照）。ただし、小規模の防火対象物で、その階のすべての部分が消火栓から半径15m以内に包含され有効に放水できる場合には、長さ20m以下のものとする。◆

（カ）灯火及び表示は、次によること。◆

- a 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき、20㎠以上とすること。
- b 消火栓の赤色の灯火は、消火栓箱の上部に設けること。ただし、消火栓箱の扉表面の上端部に設ける場合は、この限りではない。
- c 円錐型、平面型又はリング型等の表示灯で、省令第12条第1項第3号ロ又はハ（イ）の規定に適合するものは、赤色の灯火として設けることができる。
- d 連結送水管の放水口を併設して収納する消火栓箱の表面には、直径10cm以上の消防章又は1文字につき20㎠以上の文字の大きさを「放水口」と表示すること。

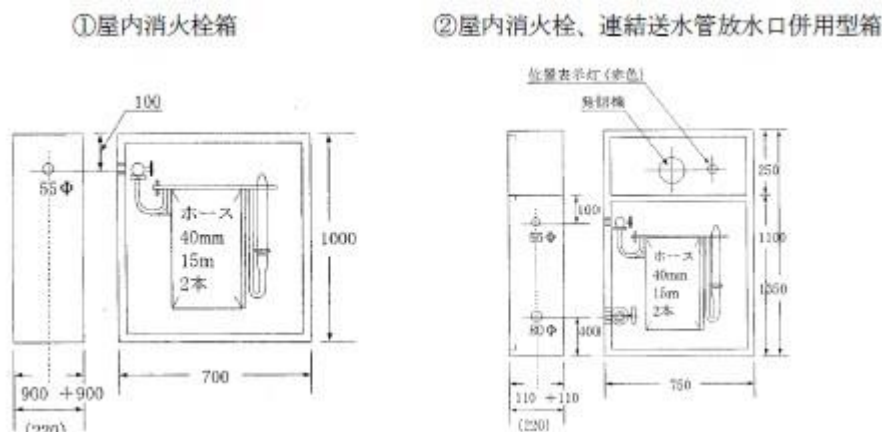
（キ）消火栓箱内に起動装置を設ける場合は、当該起動装置が容易に視認でき、かつ、操作し易い位置とすること。

エ 易操作性1号消火栓及び2号消火栓（広範囲型2号消火栓含む。）は、次によること。

（ア）機器は、認定品を設けること。◆

（イ）消火栓箱内に連結送水管を併設する場合は、前ウ（カ）dによること。◆

（ウ）ホースの呼称及び長さは、認定時のものとし、屋内消火栓箱は階の各部分に消火用ホースを延長し、ノズルからの放水距離（易操作性1号消火栓及び広範囲型2号消火栓にあつては7m、2号消火栓にあつては10m）以内で放水した場合に有効に放水できるよう配置すること（第5表参照）。



第13図【1号消火栓用箱内部の構造例】

第5表

屋内消火栓の種類	水平距離 (m)	消防用ホースの長さ (m)	放水距離 (m)
1号消火栓	25m	30m	7m
易操作性1号消火栓	25m	30m	7m
2号消火栓	15m	20m	10m
広範囲型2号消火栓	25m	30m	7m

(2) 設置方法

ア 1号消火栓、2号消火栓等は、原則として同一防火対象物には同一操作性のものを次により設置すること。◆

(ア) 1号消火栓

政令第11条第3項第1号に規定する防火対象物以外のもので、可燃性物品を多量に貯蔵取扱う防火対象物に設ける場合は、1号消火栓（易操作性1号消火栓を含む。）とすること。◆

(イ) 易操作性1号消火栓

前（ア）によるほか、物品販売店舗に設ける場合は、易操作性1号消火栓とすること。◆

(ウ) 2号消火栓

旅館、ホテル、社会福祉施設、病院等の就寝施設を有する防火対象物に設ける場合は、努めて2号消火栓（2号消火栓のうち天井に設置するもの（以下この項において「天井設置型消火栓」という。）を含む。）又は広範囲型2号消火栓とすること。◆

(エ) 天井設置型消火栓

天井設置型消火栓は、次によること。◆

- a 固定方法は、地震動、ホース延長時の衝撃等により脱落しないよう、床スラブ等の構造材に堅固に取り付けること。この場合、当該消火栓の取り付け施工方法を記載した仕様書等を着工届に添付させ、確認すること。
- b 天井設置型消火栓を設置する場所の周囲には、操作に支障を与える陳列棚、パーテーション、機器等を設けないこと。
- c 天井設置型消火栓を設置する天井面の高さは、日本消防検定協会の認定における申請値（以下この項において「認定時の申請値」という。）の範囲内であること。
- d 放水障害となるような間仕切り、壁等がなく、かつ、ホースを直線的に延長できるなど、

消火活動上支障がないと認められる場合には、各部分から1のホース接続口までの水平距離を20m以下となるように設けることができる。

- e ノズル等を降下させるための装置（以下この項において「降下装置」という。）は、次により設置すること。
  - (a) 天井設置型消火栓が設置されている場所又は当該場所を容易に見通せる水平距離が5 m 以内の壁、柱等に設置すること。
  - (b) 降下装置のうち直接操作する部分は、床面からの高さが1.8 m以下の位置となるように設けること。
  - (c) 降下装置を壁、柱等に設ける場合は、当該降下装置の下部に省令第12条第1項第3号口の規定に準じて、赤色の灯火を設けること。
  - (d) 降下装置又はその周囲には、消火栓の降下装置の操作部分である旨の表示を行うこと。
  - (e) ノズルの降下に係る諸操作を電氣的に行うものについては、政令第11条第3項第2号ホの規定により、当該操作に係る非常電源を確保するほか、壁、柱等に設置する降下装置と消火栓の間の配線は、省令第12条第1項第5号の規定により施工すること。
- f 省令第12条第1項第2号に規定する加圧送水装置の始動の表示は、表示灯又は前 e (c) の灯火によること。

## 9 配管等の摩擦損失計算等

配管等の摩擦損失計算等は、配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号。以下「摩擦損失計算告示」という。）によるほか、次によること。

### (1) 1号消火栓を設ける場合

1号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。

- ア 実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放水圧力増加に伴う放水量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法
- イ 政令第11条第3項第1号ハに規定される個数に、ノズルからの放水量150 L/min（高架水槽方式及び圧力水槽方式にあつては130 L/min）を乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法

### (2) 2号消火栓を設ける場合

2号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。

- ア 前(1)アの方法
- イ 政令第11条第3項第2号イ(4)に規定される個数に、ノズルからの放水量70 L/min（高架水槽方式及び圧力水槽方式にあつては60 L/min）を乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法

### (3) 広範囲型2号消火栓を設ける場合

広範囲型2号消火栓を設ける場合の配管の摩擦損失計算は、次のいずれかの方法によること。

- ア 前(1)アの方法
- イ 政令第11条第3項第2号ロ(4)に規定される個数に、ノズルからの放水量90 L/min（高架水槽方式及び圧力水槽方式にあつては80 L/min）を乗じて得た値を当該配管の流量として摩擦損失計算を行う方法

### (4) 摩擦損失水頭等

摩擦損失計算で用いる摩擦損失水頭等は、次によること。

- ア 配管、管継手及びバルブ類の摩擦損失水頭の数値は、摩擦損失計算告示別表によること。
- イ 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）の消防用ホース（呼称40）の摩擦損失水頭（100

m当たり)は、12m (流量 150 L/min) とすること。

ウ 消火栓開閉弁 (易操作性 1号消火栓を除く。) の直管相当長さは、第 6 表の左欄に掲げる呼称及び形状に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる数値とすること。

第 6 表

形 状		大きさの呼び (A)	等価管長 (m)
アングル弁		4 0	7. 0
		5 0	9. 0
		6 5	14. 0
玉形弁	玉形 180 度型	4 0	16. 0
		5 0	18. 0
		6 5	24. 0
	玉形 90 度型	4 0	19. 0
		5 0	21. 0
		6 5	27. 0

エ 易操作性 1号消火栓のノズル・弁・ホース等の摩擦損失水頭は、認定時の申請値に明示された数値とすること。

オ 2号消火栓及び広範囲型 2号消火栓のノズル・弁・ホース等の摩擦損失水頭は、認定時の申請値に明示された数値とすること。

なお、摩擦損失水頭に放水圧力 0.25MPa を加えた数値を表示している場合があるので、配管等の摩擦損失計算において留意すること。

カ 基本設計時において、施工上の誤差を考慮し、配管の摩擦損失水頭の10%を加算すること。

キ 落差はフット弁等から最も放水圧力の低くなると予想される屋内消火栓ノズルまでの高低差とすること。

ク 呼び径が異なる管継手を使用する際の摩擦損失計算は、呼び径が小なるものの係数を使用すること。

ケ 合成樹脂製の管を使用する場合の等管長は認定書等に記載されたものとすること。

(5) ループ配管を設ける場合

2本の配管をリング状に結合する (以下「ループ配管」という。) 場合の摩擦損失計算については、「スプリンクラー設備等におけるループ配管の取扱いについて (平成18年3月10日付け消防予第103号)」により算出すること。

10 屋上放水口◆

屋上に設置する放水口 (以下この項において「屋上放水口」という。) は、次によること。

(1) 屋上放水口は、「消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令 (平成25年総務省令第23号)」に適合するものを屋上の形態に応じて1以上設けること。

(2) 易操作性 1号消火栓又は 2号消火栓を設ける防火対象物の屋上放水口には、努めて当該消火栓一式を設置すること。ただし、当該消火栓に着脱できるリール等設ける場合は、この限りでない。

11 表示及び警報◆

表示及び警報は、次によること（省令第12条第1項第8号の規定により総合操作盤が設けられている防火対象物を除く。）

- (1) 省令第12条第1項第8号イに規定する防災センター等（以下この項において「防災センター等」という。）に、次の表示及び警報（ベル・ブザー等）ができるものであること。
  - ア 加圧送水装置の作動の状態表示（ポンプ等の起動、停止等の運転状況）
  - イ 呼水槽の減水状態の表示及び警報（呼水槽の有効水量が2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）
  - ウ 水源水槽の減水状態の表示及び警報（水源水槽の有効水量が2分の1に減水した際に警報を発する減水警報装置によるもの）
- (2) 次の表示及び警報（ベル、ブザー等）は、防火対象物の規模、用途等に応じて防災センター等にできるものであること。
  - ア 加圧送水装置の電源断の状態表示及び警報
  - イ 連動断の状態表示（自動火災報知設備等の作動と連動するものに限る。）

## 12 総合操作盤

総合操作盤は、省令第12条第1項第8号の規定により設けること。

## 13 特例適用基準

政令第32条の規定を適用する場合の基準は、次に定めるところによる。

- (1) 政令第11条第2項の規定の適用は、可燃性材料を用いた部分の床面積の合計が50㎡以下で、かつ、当該防火対象物の延べ面積（階規制による場合は、当該階の床面積とする。）の1/10以下である場合は、全体を内装不燃化した防火対象物又は部分とみなすことができる。

なお、可燃性材料を用いた部分の床面積の算定は、次によること。

  - ア 一部分に可燃性材料を用いた室又は廊下は、その室又は廊下全体の床面積を内装可燃部分の床面積とみなす。
  - イ 建基令第128条の5第7項の規定により、内装制限を緩和するためのスプリンクラー設備等を設け、可燃性材料を用いた部分は、内装不燃化した部分とはみなさない。
- (2) 不燃材料で造られた防火対象物又はその部分で、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備又は金属溶解設備等、屋内消火栓による放水によっては消火不能又は消火困難と認められる設備が設置されているものは、屋内消火栓設備を設置しないことができる。ただし、当該防火対象物又はその部分に、適応する大型消火器、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備を政令第10条、第16条、第17条又は第18条に定める技術上の基準の例により設置すること。
- (3) 2号消火栓を設置する場合において、設置階の一部に未警戒部分が生じる場合は、直近の屋内消火栓からホースを延長して有効に消火活動を行うことができ、かつ、その水平距離が20m以下となる部分は、政令第11条第3項第2号イ（1）の規定に適合しているものとみなすことができる。
- (4) 2号消火栓が次に適合しているときは、その水平距離を最長25mまでとすることができる。
  - ア ロビー、ホール、ダンスフロア、リハビリ室、体育館、講堂、その他これらに類する部分であること。
  - イ 可燃物の集積量が少ないこと。
  - ウ 放水障害となるような間仕切り、壁等がないこと。
  - エ ホースを直線的に延長できること。
  - オ 初期消火活動上支障がないこと。
- (5) 小規模な増築部分等で、既設の直近の屋内消火栓から水平距離が1号消火栓、易操作性1号消火

- 栓及び広範囲型 2 号消火栓は 25m を超え 30m 以下、2 号消火栓は 15m を超え 20m 以下となる部分は、当該部分から火災の発生等のおそれが著しく少ないと認められる場合に限り、政令第 11 条第 3 項第 1 号イ、第 2 号ロ（1）又は同第 2 号イ（1）の規定に適合しているものとみなすことができる。
- (6) 塔屋等で床面積（前（2）の規定を適用する部分が含まれる場合は、当該部分の床面積を除く。）が 50㎡以下であり、かつ、直下階又は直上階に設けられた直近の屋内消火栓から当該部分を有効に消火できると認められるものは、政令第 11 条第 3 項第 1 号イ、2 号ロ（1）又は第 2 号イ（1）の規定に適合しているものとみなすことができる。
- (7) メゾネット型共同住宅等の出入口がある階に設ける屋内消火栓により、メゾネット型共同住宅等の出入口がない階の住戸部分（以下この項において「出入口のない階の住戸部分」という。を有効に警戒し、かつ、容易に消火できる場合は、出入口のない階の住戸部分には屋内消火栓を設けないことができる。
- (8) 床面積の合計が 2,000 ㎡以下の防火対象物で、非常動力装置を次により設ける場合は、非常電源の代替とすることができる。
- ア 非常動力装置は、「加圧送水装置の基準」（平成 9 年消防庁告示第 8 号）に適合するもの又は安全センターの認定品であること。
- イ 非常動力装置は、停電の確認後、自動的に起動すること。ただし、運転及び保守の管理を行うことができる者が常駐し、かつ、停電時において直ちに操作することができる場所に設けるものは、手動式とすることができる。
- ウ 非常動力装置は、省令第 12 条第 1 項第 4 号ロの規定に準じて設けること。
- エ 非常動力装置は、1 時間以上駆動できるための換気設備及び操作のための照明装置を設けた室に設けること。
- オ 屋内消火栓設備の加圧送水装置の原動機は、電動機によること。
- カ 屋内消火栓設備の起動装置及び表示灯は、別に非常電源を設けること。
- (9) 省令第 12 条第 1 項第 4 号の規定により、非常電源を自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとされている防火対象物についても、屋内消火栓箱の上部に設ける赤色の灯火は、その非常電源を、非常電源専用受電設備とすることができる。
- (10) 通信機器室のうち、電力室以外の部分で、次に該当するものは、屋内消火栓設備を設置しないことができる。
- ア 主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料としたものであること。
- イ 通信機器室と通信機器室以外の部分とを耐火構造の壁及び床で区画し、かつ、当該壁及び床の開口部等（火災の伝送を防ぐ構造又は設備をした部分で、束配線が壁又は床を貫通するものを除く。）には、防火戸又はこれと同等以上のものを設けてあること。
- ウ 室内に設け、又は収容する通信機器室の配線の絶縁材料に自燃性を有するものを使用していないこと。
- (11) 防火対象物又はその部分が下記に該当する場合は、屋内消火栓設備の設置を免除して差し支えないこと。
- 防火対象物の地階で下記のアからウの全てに該当する場合
- ア 当市火災予防条例に定める火を使用する設備若しくは器具が設けられないこと。
- イ 室、通路及び廊下間は、耐火構造の壁で区画されていること。
- ウ 地階と上階を隔てる床は建基令第 112 条に基づく防火区画が設けられていること。
- エ 上記ウに基づく区画の配管貫通部は、国土交通大臣が認定した工法を行うこと。
- オ 階段の出入口には特定防火設備が設置されていること。

- カ 防火対象物が常時無人である、若しくは同等の環境であること。
- キ 省令第28条の2に基づき、連結散水設備が設置されていること。